

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が,本件異議申立ての対象となった行政文書において,自動車登録番号及び車名を不開示とした決定は,妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は,平成15年8月25日,広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により,実施機関に対し,「自家用車を公務に使用する場合に勤務部署へ届出したいいわゆる『自家用車公務使用届』(対象範囲は,平成15年6月4日以降,開示請求日まで)」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。

2 請求に対する決定

実施機関は,本件請求に対し,「自家用車公務使用申請書」(以下「本件対象文書」という。)を特定の上,平成15年9月8日,条例第10条第2号(個人情報。以下「第2号」という。)に該当する情報が記載されていることを理由に,行政文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い,異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は,平成15年9月22日,本件処分を不服として,行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により,実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち,自動車登録番号及び車名を不開示とした部分を取り消し,これを開示するとの決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が,異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は,おおむね次のとおりである。

広島県庁の職場実態を明らかにする必要があるために開示請求を求めたものであり,自家用車の車名及び登録番号を個人情報であるとして開示しないとする

ことは、外来駐車を職員が利用している実態を隠匿するために、広島県にとって都合の悪い情報は、広島県の裁量権を乱用して開示しないとする一連の職権乱用行為である。

自家用車を公務に使用した場合の車名及び登録番号を速やかに開示するよう不服を申し立てる。

本件請求の目的は、広島県庁の外来者駐車を含めての職員の自家用車の公務使用届を確認することにある。したがって、自家用車の登録番号を確認することが必要なものであって、理由説明書に、「身体に障害を有するという個人情報」が公になるという弁明があるが、これは全くの的外れである。仮に、職員が外来駐車を目的外利用していたとしたら、その不正利用の実態を隠匿するために、自動車の登録番号を開示しないとする裁量権を乱用したことになる。

また、自動車登録番号を開示すると、運輸支局における登録事項等証明書交付により、自動車の所有者の氏名や住所が判明するため、特定の個人が識別され得るとの弁明をしているが、当該自動車登録番号は、そもそも自動車本体に取り付けられていて、誰でも際限なく知り得る状態の情報であることから、これを積極的に開示しないという法的根拠はないものと考えられる。広島県がどうしても開示しないというのであれば、敷地内に駐車中の自動車を実地確認すれば入手が可能という程度の情報である。

さらに、理由説明書に記述されている「当該者が身体に障害を有するという個人情報が公にされることになるため」という理由は、身体に障害があるから開示できないとも受け取れる内容であり、納得できない。障害の有無にかかわらず、個人に関する情報であれば、等しく開示できないものである。

当該駐車を広島県職員が不正に利用し、一般の正規利用者に長時間の駐車待ちを強いるなど、本来あるべき行政サービスを私物化している事実が散見されることから、開示請求書のとおり、「自動車登録番号」を速やかに開示するよう強く要求する。

なお、理由説明書にあれこれ記述している氏名などの個人情報の開示は全く必要ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している自動車登録番号及び車名を不開示とした理由については、おおむね次のとおりである。

自家用車公務使用制度について定めた「自家用車の公務使用に関する取扱要領」により、自家用車の公務使用が承認されるのは、「身体に障害を有するため、公用車を利用できない」場合に限られている。

本件対象文書の開示により、申請者が特定されれば、自家用車公務使用制度の

性質から、当該申請者が身体に障害を有するという個人情報公にされることになるため、第2号の規定により、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報は不開示とした。

自動車登録番号については、それが判明することにより、運輸支局において道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第22条第1項の規定による登録事項等証明書（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を受けることが可能となる。当該証明書には、自動車所有者の氏名及び住所並びに使用者の氏名及び住所など、特定の個人が識別される情報が記載されており、特定の個人が識別され得る。

車名については、庁内の駐車場に駐車している台数は限られていること及び自家用車公務使用承認を受けている職員は自家用車で通勤しており、許可を受けて頻繁に庁内の駐車場を利用していることから、車名によって申請者の自家用車及びその登録番号を特定することが可能であり、前述のとおり、登録番号から特定の個人が識別され得る。

なお、自家用車公務使用自体は、公務員の職務遂行に該当すると考えられるが、申請者が身体に障害を有するという事実は、職務遂行とは関係のない個人情報であり、第2号ただし書に該当しない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関の職員が、自家用車を公務に使用する場合、その承認を受けるために、所属長に提出する「自家用車公務使用申請書」である。

本件対象文書には、申請者の職名、氏名及び運転免許取得年月日、使用する自家用車の車名及び自動車登録番号、出張日、用務先・用務地、用務内容並びに自家用車公務使用に当たっての条件などが記載されている。

このうち、実施機関が不開示としたのは、申請者の職名、氏名、印影及び運転免許取得年月日、使用する自家用車の車名及び自動車登録番号並びに出張の用務先・用務地のうち県税滞納者の氏名及び番地である。

なお、実施機関が説明するように、自家用車を公務に使用することに関しては、「自家用車の公務使用に関する取扱要領」に必要な事項が定められており、身体に障害を有するため公用車を利用できない場合に限り、自家用車を公務に使用することが承認できるとされている。

2 自動車登録番号及び車名を不開示としたことの妥当性について

本件異議申立ては、実施機関が不開示とした部分のうち、使用する自家用車の自動車登録番号及び車名の開示を求めるものであり、その他の部分については、

不開示としたことについて争いが無い。このため、以下、自動車登録番号及び車名を不開示としたことの妥当性のみについて検討する。

(1) 自動車登録番号について

ア 第2号本文該当性について

実施機関は、自動車登録番号が判明することによって、運輸支局において、車両法第22条第1項の規定による登録事項等証明書¹の交付を受けることが可能となり、当該証明書により、自動車の所有者及び使用者の氏名などが明らかとなり、特定の個人が識別され得るため、第2号に該当すると主張している。

本件対象文書に記載された自家用車については、その自動車登録番号が開示されれば、陸運支局において、登録事項等証明書の交付を受けることができ、この証明書の記載により、自家用車の使用者等が明らかになる。

したがって、自動車登録番号は特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、第2号本文に該当すると認められる。

また、本件対象文書に記載された自動車登録番号が開示されることによって、単にどの職員が自家用車公務使用申請を行ったかが明らかになるのみならず、この申請が身体に障害を有する者に限り認められることから、当該職員が身体に障害を有するという、公にされるべきでない個人情報²が、結果的に公にされることになる。

イ 第2号ただし書該当性について

第2号では、同号本文に該当する個人情報であっても、同号ただし書イ、ロ又はハに該当すれば、例外的に開示すべきこととされているので、自動車登録番号がこれらに該当するかどうかを検討する。

(ア) まず、第2号ただし書イでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は開示することとされているが、実施機関が自家用車公務使用の承諾を得た自動車の登録番号を公にし、又は公にすることを予定しているという事実は認められない。

異議申立人は、自動車登録番号は、「そもそも自動車本体に取り付けられていて、誰でも際限なく知り得る状態の情報」であるとか、「敷地内に駐車中の自動車を実地確認すれば入手が可能という程度の情報」であると主張しているが、庁舎敷地内の駐車場に駐車している自動車のうちどれが自家用車公務使用の承認を受けたものであるかは判別できないのであるから、本件対象文書に記載された自動車登録番号が公にされているとは認められない。

したがって、自動車登録番号が第2号ただし書イに該当するとは認められない。

また、アで述べたように、自家用車公務使用が認められるのは、身体に障害を有するため、公用車を利用できない場合に限られるので、自動車登録番号が開示され、特定の職員が自家用車公務使用を認められていることが明らかになれば、当該職員が身体に障害を有するという、公にされるべきでない個人情報、結果的に公にされることになる。

(イ) 次に、第2号ただし書ロでは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は開示することとされているが、本件対象文書に記載された自動車登録番号が、このような情報に該当するとは考えられない。

したがって、自動車登録番号が、第2号ただし書ロに該当するとは認められない。

(ウ) 最後に、第2号ただし書ハでは、「当該個人が公務員等... である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示することとされている。

自家用車公務使用は、職員の出張に際し、自家用車の使用を承認するものであるから、当該申請書は全体として公務員の職務遂行に関する情報であるという側面がある。

しかしながら、職員がどのような自家用車を所有しているかは個人の財産に関する情報でもあることから、自動車登録番号そのものが第2号ただし書ハに該当するとは認められない。

また、アで述べたように、自動車登録番号が開示され、誰が自家用車公務使用の承認を受けているかが明らかになることによって、職務遂行の内容とは関係のない当該職員が身体に障害を有するという公にされるべきでない個人情報、結果的に公にされることになる。

(エ) 以上のことから、自動車登録番号は、第2号本文に該当し、かつ、第2号ただし書各号のいずれにも該当しないと判断する。

(2) 車名について

実施機関は、庁内の駐車場に駐車している台数は限られていること及び自家用車公務使用承認を受けている職員は自家用車で通勤しており、許可を受けて頻繁に庁内の駐車場を利用していることから、車名によって申請者の自家用車及びその登録番号を特定することが可能であり、登録番号から特定の個人が識別され得るため、第2号に該当すると主張している。

確かに、限られた駐車場の中で自家用車公務使用の承認を受けた自動車の車名が開示されれば、当該自動車は特定できるものと考えられる。そうすると、(1)アで述べたように、自動車登録番号から、特定の個人が識別されることとなる。

したがって、車名は特定の個人が識別され得る情報であるため第2号本文に該当し、かつ、(1)イで述べた同様の理由により、第2号ただし書各号のいずれにも該当しないと認められる。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15 . 11 . 25	・ 諮問を受けた。
15 . 12 . 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16 . 2 . 2	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
16 . 2 . 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16 . 3 . 15	・ 異議申立人から意見書を收受した。
16 . 3 . 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
18 . 1 . 27 (平成17年度第6回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 2 . 27 (平成17年度第7回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 3 . 22 (平成17年度第8回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
神 谷 遊	広島大学大学院法務研究科教授
真 田 文 人	弁護士
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授